

## ●これまでの流域委員会での指摘事項のまとめ（R2年度、R3年度開催分）

番号	委員からの指摘		説明内容と対応方針
1	委員から指摘されたことを書き留めて、それがどういうふうに関係できたのかできていないのか、うまくいったのかまだうまくいっていないのか、進捗点検には情報が必要で、委員会で報告すべき。	令和2年 専門家委員会	指摘と対応方針をとりまとめ、その後の委員会で報告します。
2	新しい点検の観点が出てきたら、それを取り入れていく、今後その進捗点検もチェックしていくということが可能な仕組みではないのか。	令和2年 専門家委員会	観点や指標については、必要に応じ、柔軟に見直し、点検します。
3	進捗点検における意見をよく反映した変更原案である。今回の計画変更を進捗点検にも活かすべき。	変更原案審議	進捗点検におけるご意見を積み上げ、計画を変更する場合には活用します。
4	河道内樹木の伐採について大体何年に一度、どこからやるのかという計画論を示して欲しい。	令和2年 専門家委員会	維持管理計画に基づく伐開計画を用いて、今後の進捗点検の際に説明します。
5	前後比較の写真であれば撮影年次など、データを示されないと評価できない。アレチウリの繁殖抑制に対して) 全体の何パーセントまで抑制できたのかということと、これは何年かけて全て駆除する計画なのかというのを教えていただきたい。	令和2年 専門家委員会	使用する写真には撮影年月日を記載するとともに、評価に必要なデータを用いて説明します。
6	防災意識の啓発に対して) 国として重点的にやるべき地域がどこにあり、その内どこがどれくらい進捗したか、どこを進めている途中かという説明を頂けると全体把握が出来る。	令和2年 地域委員会	防災意識の啓発等は、避難指示の発令等の事務を行う市町村等の意向を踏まえ取り組んでいますので、そういった経緯や進捗状況をご説明します。
7	桂川の縦断方向の連続性の確保に対して) 環境という観点から「課題になっていることに対しての進めていく方法」のイメージを明らかにしていただきたい。	令和2年 地域委員会	今後の進捗点検の際に説明に努めます。
8	水循環基本法に盛り込まれた理念というのを点検指標に加えていく形で点検ができるのではないのか。 水循環基本計画がつけられたのを受けてこうしましたというのが望ましい。	令和2年 専門家委員会	河川整備計画（変更）において、水循環基本法との整合性を念頭に、本文を見直しました。観点や指標については、必要に応じ、柔軟に見直し、点検します。
9	説明するときに指標間の関連について紹介を一緒にしてもらったら理解が深まる。	令和2年 専門家委員会	点検項目、観点、指標間で、関連するものを資料において、説明します。
10	「進捗なし」「該当なし」とされているものについても、他の指標でつながっているものもあるため、関連している指標に関しては、どこを見たらその関連資料があるのかというのを示して頂きたい。	令和2年 専門家委員会	点検項目、観点、指標間で、関連するものを資料において、説明します。
11	(実施回数や活動内容だけでなく) その地域にどういった影響が出たかということも押さえておく必要がある。	令和2年 地域委員会	防災教育や環境教育などについては、アンケートを実施するなどし、影響を把握し、説明します。
12	進捗点検での流域治水の扱いをどうするのかも考えるべき。	変更原案審議	流域治水として取り組む内容について、河川管理者の取り組みに加え、関係者への支援などについても説明します。
13	流域治水は、プロジェクトを策定して進められているが、その成果などをどのように進捗点検に盛り込むのか。	変更原案審議	流域治水として取り組む内容について、河川管理者の取り組みに加え、関係者への支援などについても説明します。
14	現時点は3つの水系に分けて年ごとに点検という流れでやってきた。3回回ると9年かかる。現計画では抽象論でも10年後以降には検討対象となる論点として意見を述べることも可能となる。	変更原案審議	観点や指標については、必要に応じ、柔軟に見直し、点検します。
15	今回は整備計画の改訂案件への意見提出だが、さまざまな地域計画は一定期間の改訂を前提として動いていることが多い。3年毎の改訂とか、10年毎とかである。気象条件の変化+社会情勢の変化のスピード(例えば環境面の政策の進展)を考えると今後は例えば10年程度の改訂を前提に議論する必要があるのではないのか。	変更原案審議	河川整備計画は、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等を踏まえて、整備内容を適宜見直しを図ります。